

令和4年度 北海道肝炎対策協議会

とき：令和4年（2022年）7月6日（水）18:00～20:00

場所：かでの2. 7（北海道立道民活動センター）1070 会議室

次 第

■ 議 事

- 1 肝疾患に関する専門医療機関の指定について 資料1 -P3-
- 2 肝炎ウイルス陽性者に対する受診・受療への接続について
資料2 -P4-
- 3 肝炎医療コーディネーターの養成について 資料3 -P5-

北海道肝炎対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 北海道におけるB型及びC型肝炎に関する対策の推進を図るため、この要綱により北海道肝炎対策協議会（以下「協議会」）を設置する。

(議題)

第2条 議題は、本道におけるB型及びC型肝炎に関する対策の推進を図るために必要な事項とする。

(構成)

第3条 この協議会の構成員は、次に掲げる者のうちから保健福祉部長が選定し、構成員の任期は、2年以内とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の役職者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

(運営)

第4条 協議会は、必要に応じて保健福祉部長が招集し、主催する。

- (2) 協議会に座長を置き、保健福祉部長が指名する。
- (3) 保健福祉部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課において行う。

(設置期限)

第6条 社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、平成28年12月22日から2年を経過するごとに、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、この要綱は、平成20年 2月22日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

この要綱は、平成30年 6月 5日から施行する。

出席者名簿

1 北海道肝炎対策協議会構成員

氏名	所属	職
藤原 秀俊	一般社団法人北海道医師会	副会長
坂本 直哉	北海道大学大学院医学研究科消化器内科学講座	教授
佐々木 茂	札幌医科大学消化器内科学講座	准教授
澤田 康司	旭川医科大学消化器・血液腫瘍制御内科	講師
山田 澄子	北海道肝炎友の会	事務局次長
小川 ルリ子	全国B型肝炎訴訟北海道原告団	共同代表
山口 亮	札幌市保健福祉局保健所	感染症 担当部長

2 オブザーバー

氏名	所属	職
小川 浩司	北海道大学病院肝疾患相談センター (北海道大学大学院医学研究院内科学講座消化器内科学教室)	センター長 (助教)

3 事務局等

氏名	所属	職
徳田 泰則	保健福祉部感染症対策局感染症対策課	課長
山下 真智子	同上	課長補佐
村上 浩樹	同上 (感染症対策係)	主査
佐藤 岳瑠	同上	主事
上村 寿	保健福祉部健康安全局地域保健課 (難病対策係)	主査
加藤 悠貴	同上	主任
谷 拓樹	同上 (がん対策係)	主事

議題 1 肝疾患に関する専門医療機関の指定等について

【協議概要】

新たに、指定申請が2件、辞退届が2件あったことから、指定等に関する協議を行う。

(1) 令和4年度指定医療機関の状況（令和4年4月1日時点）

指定申請医療機関	187	
継続申請 (名称変更含む)	179	
新規申請	8	南渡島1、札幌2、南空知1、上川中部1、留萌1、遠紋1、十勝1

(2) 新規指定候補一覧

二次医療圏	市町村名	医療機関名	専門医			
			常勤	非常勤	肝臓医	消化器医
札幌	札幌市	ほんじょう内科	1	0	1	1
札幌	札幌市	医療法人讃生会 北野病院	0	2	2	1

(3) 辞退一覧

2 医療機関（医療機関名等については非公開）

(4) 北海道肝疾患に関する専門医療機関指定要領の改正について

ア 電子申請システムにより、随時、新規申請及び辞退届の受付を行う。

なお、新規申請及び辞退届があり次第、北海道肝炎対策協議会を书面開催し、指定・承認を行う

イ 更新申請は、例年通り12月ごろから開始（別途、専門医療機関へ通知）。

議題 2 肝炎ウイルス陽性者に対する受診・受療への接続について

【協議概要】

前回の協議会において、各構成員より意見のあったウイルス性肝炎検査の陽性者へ精密検査のために受診を勧め、肝炎治療の継続へと繋げる体制に関し、改めて実施するよう関係機関へ周知。

(1) 令和3年度肝炎対策協議会意見

- ア 市町村等で行う肝炎検査（簡易検査）で陽性が判明した後に医療機関への受診に繋がっていない。施策の実施を含む受診勧奨の推進が必要
- イ 医療機関からの陽性者に対する対応は、受診につながると考えることから、研修会等により、医療従事者に対する受診勧奨の働きかけを
- ウ 今後の肝炎研究に資するためにも、受検受診及び受療と繋がり、途切れる事がない様な体制づくりのための人材育成や役割、活動内容が充実出来る環境整備も必要

(2) 対応（案）

上記意見を踏まえ、ウイルス性肝炎検査の受検から受診・受療まで繋がるよう、市町村、関係医療機関及び肝炎医療コーディネーターへ通知し、次の対応を依頼する。

ア 市町村への依頼

- ・ 住民に対して、健康増進事業における肝炎ウイルス検査を受検するよう勧奨
- ・ 健康増進事業の肝炎ウイルス検査結果における陽性者に対し、精密検査のための医療機関への受診勧奨等（フォローアップ）の実施、及び市町村から検査陽性者に対し、電話等での継続したフォローへの同意取得の実施
- ・ 市町村が委託しているウイルス検査実施医療機関での陽性者に対する受診勧奨

イ 医療機関への依頼

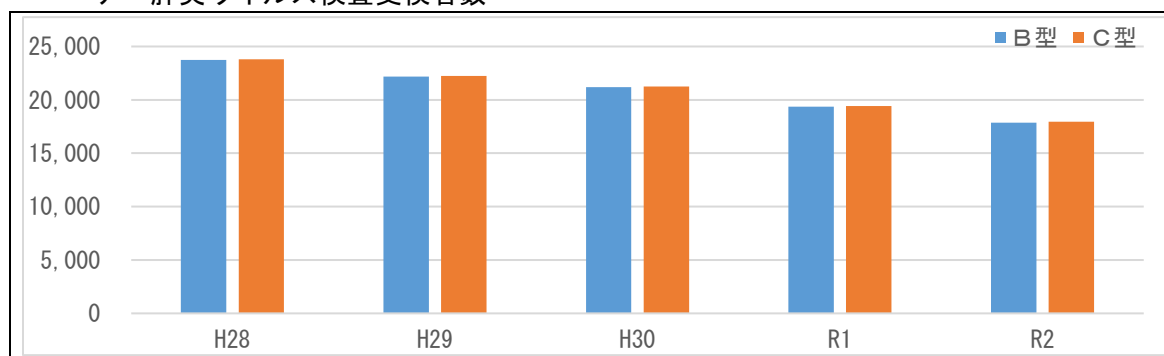
術前検査等において肝炎ウイルス検査を実施し、陽性が確認された方に対し、精密検査等のための受診・受療勧奨

ウ 肝炎医療コーディネーターへの依頼

所属機関において、肝炎ウイルス検査の受検、及び陽性者に対する受診・受療勧奨

(3) 参考

ア 肝炎ウイルス検査受検者数



イ 陽性者のフォローアップ同意状況

	B型肝炎ウイルス			C型肝炎ウイルス		
	陽性者	同意者	同意率	陽性者	同意者	同意率
H30	148人	50人	33.8%	36人	11人	30.6%
R1	149人	52人	34.9%	42人	9人	21.4%
R2	197人	66人	33.5%	43人	8人	18.6%

議題 3 肝炎医療コーディネーターの養成について

【協議概要】

議題 2 での肝炎医療コーディネーターへの依頼を踏まえ、これまで重点的に養成してきている、ウイルス性肝炎検査実施主体である市町村及び保健所に加え、陽性者への精密検査の受診に繋げるため、専門医療機関の職員を加える。

(1) 課題

市町村、保健所及び専門医療機関において、ウイルス性肝炎検査の受検、陽性者に対する精密検査のための受診勧奨を一層勧める必要がある。

(2) 対応（案）

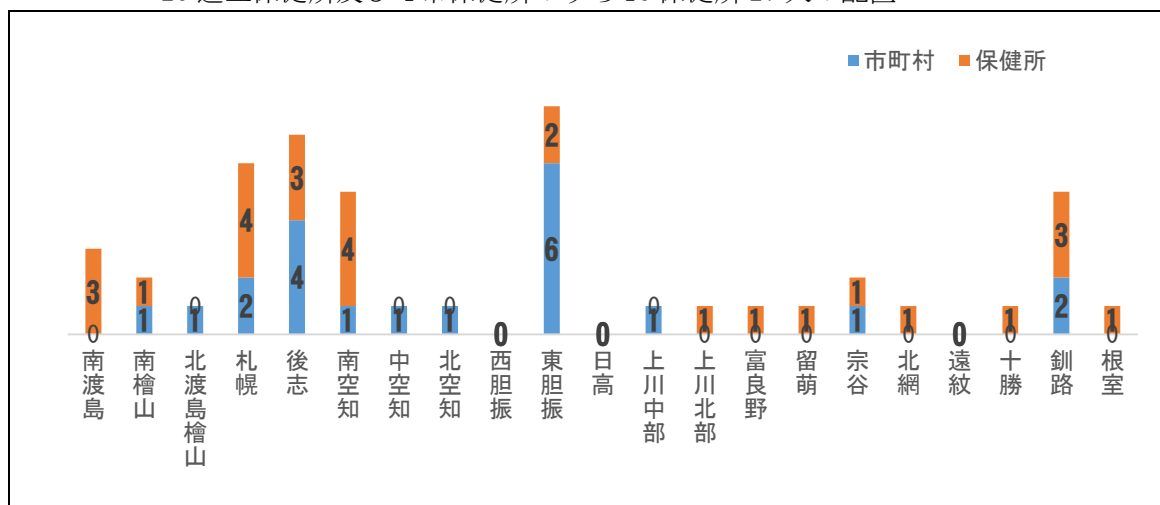
肝炎ウイルス陽性者に対する受診・受療への接続のため、保健所、市町村及び肝疾患に関する専門医療機関に、肝炎医療コーディネーターを配置し、受検等の対策を進める。

なお、そのために、肝炎医療コーディネーター養成研修の周知の際に、市町村、保健所及び専門医療機関に対し、積極的に参加されるよう依頼（通知）する。

(3) 参考

ア 市町村及び保健所における肝C○の配置状況（二次医療圏別）

- ・ 179 市町村のうち 14 市町村に 21 人の配置
- ・ 26 道立保健所及び 4 市保健所のうち 16 保健所 27 人の配置



イ 肝疾患に関する専門医療機関における肝炎医療コーディネーターの配置状況

	配置数	配置率
配置済	75 力所	40.1%
未配置	112 力所	59.9%